

事務局だより 第369号（発行：平成31年3月）

公益社団法人 習志野市シルバー人材センター
 <習志野市屋敷4-6-6 東部保健福祉センター1F >
 <TEL : 493-8011 FAX : 493-8040 >
 <Eメールアドレス narashino@sjc.ne.jp >



理事会報告（第11回2月27日開催）

[会長挨拶（要旨）]

去る、2月22日（金）に市川市に於いて開催されました平成30年度千葉県内7市シルバー人材センター意見交換会に私と市瀬常務理事兼事務局長で出席してまいりました。7市とは、千葉市、松戸市、柏市、船橋市、市川市、佐倉市、習志野市となります。（会員数は900人以上）

この会は、会員数が多数であるがゆえに、運営上の諸問題が発生しております。その為、事前に各センターより課題を提案し、お互いに検討した上で、意見交換を行いました。

課題の中で千葉市より提案された「会員減少、特に技能職の減少、女性会員の確保」については、各センターとも会員確保に苦慮されており、対策等を発表しあいました。

また、船橋市より提案された「就業中に発生した事故に対する対応」について議論しました。

当センターの請負契約では、大きなトラブルは発生していません。お客様、センター、就業者の三者の相互信頼をもとに業務を遂行しているためと考えています。

1. 議決事項

議案第24号 習志野市シルバー人材センター適正・公平な就業の取扱要綱の一部改正について

平賀主幹から資料に基づいて説明がなされた。

（一部改正の要旨は別記事に掲載してあります。）

挙手にて採決を求め、全員賛成にて本案は承認された。

2. 協議事項

なし

3. 報告事項

報告第61号 第2回地区委員全体会議の報告について

報告第62号 県シ連第2回事務局長会議の報告について

報告第63号 第3回習志野市地域支え合い推進協議会の報告について

市瀬常務理事兼事務局長から資料に基づいて説明がなされた。

報告第64号 安全管理委員会第2回巡回指導の報告について

綾部安全管理委員長から資料に基づいて説明がなされた。

（事務局だより2月号に掲載）

報告第65号 7市意見交換会の報告について

報告第66号 第39回女性交流会「夢の輪」の報告について

報告第67号 平成31年3月の行事予定について

市瀬常務理事兼事務局長から資料に基づいて報告がなされた。

4月の行事予定

| | | |
|----------|----|--------------------|
| 4月2日（火） | PM | 書道教室（会議室） |
| 4月5日（金） | AM | 刃物研ぎ（作業所） |
| 4月9日（火） | PM | 広報部会（会議室） |
| 4月10日（水） | AM | 入会説明会（会議室） |
| | PM | 就業相談（会議室） |
| 4月11日（木） | PM | 女性交流会「夢の輪」（会議室） |
| 4月12日（金） | AM | 刃物研ぎ（作業所） |
| 4月16日（火） | PM | 書道教室（会議室） |
| 4月17日（水） | AM | 入会説明会（会議室） |
| | PM | 就業相談（会議室） |
| | PM | 理事・監事候補者選考委員会（会議室） |
| 4月20日（土） | AM | 刃物研ぎ（作業所） |
| 4月22日（月） | 終日 | 第1回班長・副班長全体会議（会議室） |
| 4月24日（水） | PM | 第1回理事会（会議室） |
| 4月25日（木） | AM | 刃物研ぎ（会議室） |

<入会説明会日、就業相談日>

◎定例会入会説明会 第2第3水曜日 9:30～シルバー会議室

◎就業相談（第2第3水曜日 13:00～ シルバー会議室）

※就業相談は“予約制”です。事前に電話にてお申込みください。

安全管理委員会より

<月別傷害事故件数 H31.3.18 現在>

| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|
| H29 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 7 |
| H30 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 9 |

【平成29～31年度千葉県シルバー人材センター連合会安全就業標語】

「これくらい！」 緩む気持ちが 事故を呼ぶ

<2月就業実績（前年同月比）>

| | 平成29年度 （平成30年2月） | 平成30年度 （平成31年2月） |
|----------|---------------------|---------------------|
| 会員数（人） | 974 | 969 |
| 就業実人員（人） | 708 | 717 |
| 当月就業率（%） | 72.7 | 74.0 |
| 配分金（円） | 31,342,148 | 32,712,507 |
| 材料費（円） | 391,884 | 367,379 |
| 事務費（円） | 2,473,170 | 2,579,537 |
| 合計（円） | 34,207,202 | 35,659,423 |
| 年度累計（円） | 432,964,834 | 452,532,973 |

<2月派遣契約実績（前年同月比）>

| | 平成29年度 （平成30年2月） | 平成30年度 （平成31年2月） |
|----------|---------------------|---------------------|
| 就業実人員（人） | 38 | 29 |
| 契約金額（円） | 2,419,423 | 1,851,354 |
| 年度累計（円） | 26,407,011 | 21,533,578 |

事務局より

<健康診断を受診しましょう>

当センターでは、安全就業基準に健康診断が義務付けられています。健康は、働くための大事な条件です。ご自身、家族、一緒に働く仲間のためにも、毎年1回以上の受診をお願いします。

<適正・公平な就業の取扱要綱の一部改正について>

上記要綱には、会員の公共関係の職種（群）の就業について、提供年齢及び期間が定められていますが、会員の高齢化等を勘案し、第11回の理事会で要綱の一部が改正されましたので、ポイントを次のとおりお知らせします。

なお、この改正の取扱いは4月1日以降の就業から適用となります。

(改正のポイント)

- 1 会員の「就業の提供は75歳未満まで」から「就業年齢は79歳まで」に拡大しました。
- 2 会員の就業期間は「通算5年を限度」から「75歳未満は通算5年を限度、又75歳以上は79歳に達した月の末日まで」の2通りに改めました。

(※すべての就業先の話ではありません。要綱別表に掲げる就業先（主に公共施設管理）に限った話です。誤解・混乱なされないようご注意ください)

<第二次中期基本計画の配布について>

当センターの現中期基本計画が平成30年度をもって終了するため、今後の事業運営の指針として、新たに「第二次中期基本計画(2019年度～2023年度)」を策定しましたので、別冊のとおり計画書を配布いたします。

ご覧いただき、「自主・自立」「共働・共助」の理念のもと活動し、生きがいの充実とともに地域社会への貢献を目指してまいりたいと存じます。

<会員表彰実施の再ご案内>

2月号の事務局だよりでお知らせした通り、表彰規程の改正により、次の表彰対象者を表彰することになりました。そこで、対象者は申請をお願いします。なお、申請期間は、4月25日(木)まで延長いたしました。

1 表彰対象者

平成24年4月1日以降、専門部会員、安全管理委員会委員、地区委員、班長・副班長として通算2期又は4年以上在任し活躍した方を対象といたします。(期間最終は6月定時総会までの見込みとします。)

なお、期間計算は通算可とし、同一期間内に複数の上記職務に在任した場合は、いずれか一つの職務の在任期間を通算期間といたします。

2 申請手続

上記の表彰対象者は、「会員表彰申請書」をセンター事務局に提出してください。

なお、「会員表彰申請書」は、センターのホームページよりダウンロードいただくか、地区委員、事務局にお問い合わせください。

<会費の納入について>

平成31年度分の会費の納入につきましては、4月1日(月)以降にお受付けが可能となります。3月中の納入はできませんのでご承知おきください。

納入は、直接事務局にてお支払いいただく方法の他に、振込もできます。振込先口座番号については、お配りしております会員関係規程集67頁に記載されておりますのでご活用ください。

また、4月に仕事をされた方で、3,000円以上の配分金が発生した会員の方につきましては、4月分の配分金(5月24日振込分)より差し引かせていただきますので、納入の必要はございません。

(注：派遣契約によりお仕事をされている方につきましては、千葉県シルバー人材センター連合会から賃金が支給されているため、

会費を差し引くことができません。お手数ですがお振込みまたはご来局にて納入していただきますようお願いいたします。)

除草班人員募集

一般家庭を中心にご依頼いただいた除草作業の人員を募集いたします。

活動場所：主に秋津・香澄・袖ヶ浦・津田沼地区等

活動の仕方：除草班に所属し、班長を中心に、ご依頼先と日程調整を行い班として作業にあたります。

ご興味のある方は、シルバー人材センター事務局にお電話ください。(担当：森谷)
TEL：493-8011



～配食サービスドライバー (藤崎、大久保、本大久保、花咲方面)～

【発注者】有限会社池田屋
【契約内容】配食サービス ドライバー
【就業曜日】平日(月曜日～金曜日)
*毎日ではなくローテーション
【就業時間】14:00～17:00
【配分金】1個配送226円
【その他】
・配送は会員さんの自家用車を利用しての配送となります。
・ご希望の会員さんはシルバー事務局に電話をしてください。(担当：富樫)

(配食サービスとは)
・夕食作りが困難な65歳以上の市民に夕食をお届けする行政福祉サービス
・主旨は夕食を届けることによる『安否確認』を行うこと

女性交流会

夢の輪

4月11日(木) 13:30～

会場：シルバー人材センター会議室

終活

について

